

I 高等学校の種類と学習内容

(1) 公立高等学校と私立高等学校の違い

滋賀県内の高等学校は、設置者により公立と私立があります。公立は県が設置者となります。私立は民間の学校法人が設置者です。

(2) 教育課程の違い

高校の卒業資格に違いはありません。

学習時間や学習方法などの違いで次の教育課程に分かれます。

高等学校	全日制の課程（修業年限3年）		各種学科
	定時制の課程（修業年限3年以上）		
	通信制の課程 （修業年限3年以上）	・広域の通信制の課程※ ・上記以外 ※3以上の都道府県において生徒募集を行うもの	

広域通信制高等学校基礎資料（文部科学省）より

【学年制と単位制】

学年制	<u>学習する教科・科目が学年ごとに定められており、その学習成果が認められると単位が与えられ、次の学年に進級する制度です。</u> 全日制は3年、定時制は4年（一部は3年）を修了すると卒業が認められます。
単位制	学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる高等学校です。 学年の区別がなく、自分のペースで学習に取り組むことができたり、自分の学習計画に基づいて、自分の興味、関心等に応じた科目を選択し学習などできます。 滋賀県立の高等学校では、全日制の総合学科、総合単位制普通科、通信制高等学校において導入しています。

文部科学省HP参照

I 全日制

1 普通科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語(英語)等の共通教科・科目を中心に学習します。

2 専門学科

普通教科の学習以外に専門的な知識・技術（農業、工業、商業、理数、音楽等）を身に付けることができます。

3 総合学科

一人ひとりの生徒の希望によって学びたい科目を自分で選択し、普通科目も専門科目も総合的に学習します。

II 定時制

- 定時制（昼間）と定時制（夜間）があり、働きながら勉強している人もいます。
- 必要な単位を修得すれば、3年間で高等学校卒業資格を得ることも可能です。

III 通信制

- 自宅等で自学自習し、レポート（課題提出）を提出し、面接指導（スクーリング）、テストを受けます。
- 3年以上在学して、必要な単位を修得すると高等学校卒業の資格が得られます。
- 通信制高校は、「広域通信制高校」と「狭域通信制高校」がありますが、取得できる高校卒業資格の違いはありません。

	広域通信制高校	狭域通信制高校
入学可能な都道府県	3都道府県以上	学校所在地の都道府県と隣接する1都道府県
学校形態	私立が多い	公立が多い

IV 通信教育連携協力施設

通信教育連携協力施設は、生徒の学習や精神面のサポート等のため通信制高等学校が設置・協力・提携する施設であり学校ではありません。

	通信制高等学校（実施校）	通信教育連携協力施設
位置づけ	学校教育法で「高等学校」に位置付けられる	高等学校通信教育規程に基づく、通信制高校のサテライト施設
高校卒業資格	取得できる	連携する実施校へ入学し、卒業認定が必要
高等学校就学支援金制度	対象	対象外※

文部科学省HP参照

※通信教育連携協力施設が独自に行う部活動等にかかる費用は、実施校の授業料とは区別されるものです。

（参考）通信教育連携協力施設の類型

「通信教育連携協力施設」は、面接指導（スクーリング）や試験等を実施する「面接指導等実施施設」と学習面や生活面の支援等を行う「学習等支援施設」があります。

学習等支援施設では、面接指導や試験は実施されないため、実施校で試験等を受ける必要があります。

施設	類型	
面接指導等実施施設	分校	実施校専用の施設として設置する添削指導・面接指導・試験のための施設
	協力校	実施校の行う面接指導・試験等に協力する他の高等学校
	技能教育施設	所在する都道府県の教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設で、実施校の行う面接指導・試験等に協力する施設
	他の学校等の施設	実施校の面接指導・試験等を実施するために借用する他の学校等の施設（大学、専修学校、高等専門学校等）
学習等支援施設	サポート施設	実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして実施校・設置者が提携を認める施設
	その他の施設	学校教育活動とは直接関連があるものではないが、実施校・設置者が提携を認める施設